処　分　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根　拠　条　項：第14条第２項
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の廃止命令
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第８条（欠格事由）
処　分　基　準： インターネット異性紹介事業者がインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第８条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問　合　せ　先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110　内線3031）
備　　考：